



長野県告示第404号

県・市町村職員派遣研修規程（昭和54年長野県告示第175号）の一部を次のように改正します。

令和7年9月29日

長野県知事 阿部守一

第3条第1号を次のように改める。

(1) 採用2年目以降の者

第5条第1項中「派遣する」を「派遣元の」に改め、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、休暇については、派遣団体の関係規程を適用するものとする。

第6条第1項中「分限及び懲戒については」を「派遣期間中の分限及び懲戒（派遣期間終了後に判明した内容に係るものを含む。）については、県の報告及び要請に基づき」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「又は県」を削る。

第10条第1項中「6月毎に」を「必要に応じ、」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「応じ」を「応じ、知事に対し職員派遣研修状況報告書（様式第3号）による研修状況の報告を求めることができるほか」に改める。

様式第1号中「市町村長 印」を「市町村長 」（年齢 性別）を削る。

様式第2号及び第3号中「長野県知事 印」を「長野県知事 」（年齢 性別）に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の県・市町村職員派遣研修規程の規定に基づき行われた手続は、この告示による改正後の県・市町村職員派遣研修規程の相当する規定に基づき行われた手続とみなす。

市町村課

選告示第40号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和7年9月29日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム 矢筒荘 久米路荘	上水内郡飯綱町大字牟礼2227 長野市信州新町日原東2186-1	」を
「特別養護老人ホーム 矢筒荘	上水内郡飯綱町大字牟礼2227	」に改める。

選挙管理委員会